



市長リコールの制度

2020年3月6日 FB ページ I Love 石垣に投稿

石垣市自治基本条例に背いて住民投票を実施せず、訴訟の結果も待たず、透明性のある検討作業も、十分な議会の議論もないまま、平得大俣市有地売却議案の採決を強行させた中山市長。

「もはや、自衛隊配備の是非を超えた、石垣市の民主主義の危機だ」の認識が急速に拡がり、「市長リコール」の声が沸き起こっています。

そこで、リコール（解職請求）制度について、簡単におさらいしてみます。

約1万3千の有権者署名があれば、必ずリコール投票を実施

石垣市の場合、地方自治法 81 条と地方自治法施行令 116 条の定めによって、市の有権者は、その総数の 3 分の 1（昨年 12 月 2 日現在では 13,013 人）以上の署名を 1 カ月以内に集めて、その代表者から、市の選挙管理委員会に、市長の解職を請求することができます。

その請求があったときは、選挙管理委員会は、60 日以内に、解職の是非を問う有権者の投票（リコール投票）に付さなければなりません。

リコール投票で過半数が賛成すれば、市長は自動的に失職

地方自治法 83 条の定めによって、リコール投票で、過半数の同意があつたときは、市長はその職を失います。

そして、新しい次の市長を選ぶ選挙が行われます。

市長も市議会も口出しできない

住民投票請求では、1 カ月以内に 14,263 筆もの有権者署名を集めたのに、市長は、議会が否決したからとか、自治基本条例の解釈が違うからと言い張って実施せず、私たちは悔しい思いをしました。

しかし、リコール請求の場合には、13,000 余筆の署名が集まれば、地方自治法よって、無条件にリコール投票が実施されます。

また、住民投票の場合は、実施され、住民の意思が示されたとしても、市長はそれを尊重はしますが、実施の義務は負いません。

しかし、リコール投票の場合には、過半数が解職に賛成すれば、地方自治法によって、市長は、無条件に失職します。

これらを行う責任は、選挙管理委員会にあります。市議会も市長も、一切口出しはできません。有権者の意思が、全てを決めるのです。

このように、リコールは、日本国憲法と地方自治法が保障する、住民投票よりもさらに強力な、地方住民にとって頼もしい直接民主主義的な権利です。

住民投票（石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票）と市長解職請求(リコール)の比較

	住民投票	市長解職請求（リコール）
準拠する法規	石垣市自治基本条例（署名の手続きは地方自治法 74 条の条例制定請求手続きによる）	地方自治法 81 条、83 条
必要な署名数	署名期間 1 カ月で有権者の 4 分の 1（約 9,800 筆）以上	署名期間 1 カ月で有権者の 3 分の 1（約 13,100 筆）以上
署名の効力	14,263 筆も集めたのに、議会の否決を理由に市長が投票実施を拒否し、裁判中	請求署名の有効性確認後 60 日以内に、必ずリコール投票を実施
投票の効力	たとえ住民投票の結果多数の意思が示されても、市長はそれを尊重するが実施義務なし	過半数が賛成すれば、市長は即日解職